

第2回臨時会

第2回臨時会が5月13日に開催され、一般会計補正予算ほか3件の議案と承認2件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

・審議した議案①

第2回臨時会 5月13日開催

審議した議案

「クリニックさろま」の指定管理者に「医療法人恵尚会」を指定!

予算

- 平成25年度佐呂間町一般会計補正予算(第1号) 1億1319万円が追加され、予算の総額が47億9127万円になりました。
- 【主な歳入】
 - ・普通交付税 3812万円
 - ・緊急雇用創出事業補助金 483万円
 - ・防災備蓄倉庫建設事業費債 2700万円
- 【主な歳出】
 - ・旧デイサービスセンター型等解体撤去事業費債 5000万円
 - ・クリニックさろま建設事業費債 1800万円
 - ・クリニックさろま医師確保対策事業費債 2000万円
 - ・防災備蓄倉庫建設工事 3075万円
 - ・クリニックさろま新築工事調査設計業務委託料 2775万円

条例

- 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について
地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、佐呂間町税条例の一部を改正するものです。
- 改正の主な内容は、①個人住民税における住宅ローン控除の延長及び拡大、②国税の



クリニック新築のため解体される「しらぎく」

- ・旧デイサービスセンター型等解体撤去工事 661万円
- ・クリニックさろま開設準備負担金 4200万円
- ・緊急雇用創出事業委託料 483万円

その他

- 佐呂間町立診療所に係る指定管理者の指定について
佐呂間町立診療所「クリニックさろま」の指定管理者を次のとおり指定しました。
- ・管理を行わせる施設 佐呂間町立診療所
- ・「クリニックさろま」指定する指定管理者 宮城県黒川郡富谷町上桜木 2丁目3番地4

見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率の引き下げなどとなっています。

□佐呂間町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、佐呂間町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、①低所得軽減措置の恒久化、②特定世帯に対する軽減措置の延長などとなっています。

第2回臨時会

・審議した議案②

医療法人 恵尚会

理事長 岩月 尚文

・管理を行わせる期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日

□専決処分の承認を求めることについて

ことについて

平成24年度佐呂間町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認しました。

予算の総額は、1億9463万円が追加され、51億30万円となりました。

【主な歳入】

・自動車重量譲与税

▲447万円

・自動車取得税交付金

679万円

・地方特例交付金

▲550万円

・普通交付税

570万円

・特別交付税

1億8848万円

・若佐歯科診療所使用料

300万円

・社会福祉事業寄附金

150万円

・重度心身障害者医療高額療養費戻入金

▲161万円

【主な歳出】

・北海道市町村備荒資金組合

超過納付金積立金 1億円

・財政調整基金積立金

1億円

・福祉事業基金積立金

150万円

・重度心身障害者医療扶助費

▲240万円

・ひとり親家庭等医療扶助費

▲230万円

・乳幼児医療扶助費

▲316万円

・若佐歯科診療所運営委託料

300万円

□専決処分の承認を求めることについて

ことについて

平成24年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について承認しました。

予算の総額は、1410万円が追加され、8億6695万円となりました。

【主な歳入】

・普通調整交付金

1300万円

・特別調整交付金

291万円

・国民健康保険事業基金繰入金

▲1800万円

【主な歳出】

・一般被保険者療養給付費負担金

▲1410万円



補正予算、議案
質疑の中から

◎緊急雇用創出事業について

【質】地域の雇用創出を目的とした国の補助金を利用し、特産品等の販売・PRを行う地元企業を支援する本事業だが、その支援先企業はもう決まっているのか。

また、その中で人件費の既存と新規とは何か。

【答】商工会と協議した中でこの事業を受け入れ可能な事業所には制度や事業内容について説明しているが、正式な話はこの予算が決まってからとなります。

既存は今働いている方への人件費で、新規はこれから採用される方に対する人件費です。

なお、この支援事業は1年間ですが、その後も従業員として雇用することが条件となっています。

◎国民健康保険税条例の一部改正について

【質】後期高齢者と国保単身者の世帯である特定世帯の軽減措置が、条例改正により5年から8年に延長され、最初の5年間の軽減率は1/2で残る3年間は1/4となるが、対象となる世帯はどれくらいか。

また、軽減の期間は延長されるが軽減率が減少することについて、町独自で加算する考えはあるか。

【答】1年間で20世帯くらいが対象になると思います。

今回の特例措置は低所得者の方への軽減ではなく、ある程度所得のある方も該当になり、一概に軽減率の加算を行うことは税負担の不均衡を招くことも考えられるので、今のところ加算の考えはありませんが、今後の社会情勢等も含め経過をみたいと考えています。

◎24年度の国保療養給付費について

【質】医療費として町が負担する一般被保険者療養給付費負担金が必要な減額となっているがその要因は。

【答】病院を受診する方が減